

事業主 殿

東京都自動車整備健康保険組合  
( 公 印 省 略 )

## 資格取得届等にマイナンバー(個人番号)記載の義務化 と加入者の住所情報の把握について

平素より当健保組合の事業運営には、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、健康保険法施行規則の一部改正により「被保険者資格取得届」(以下「取得届」という)及び「被扶養者異動届」(以下「異動届」という)に「マイナンバー(個人番号)」(以下「マイナンバー」という)の記載義務が明文化されました。

また、12月8日より、「取得届」及び「異動届」には、加入者の住所の記載が必須となったため、「取得届」等の記入に際しましては、下記にご留意のうえ、5日以内に届出いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### (1) マイナンバーの記載について

「取得届」及び「異動届」には、正確なマイナンバーを記載してください。  
届出時点でマイナンバーが未発行等により記載出来ない場合は、従来通り、後日「マイナンバー(個人番号)届出書」の提出をお願いいたします。

#### (2) 住所の記載について(必須)

「取得届」及び「異動届」には、マイナンバーの正確性の確認に用いるため住民票に記載されている住所情報を含めた4情報(漢字・カナ氏名、生年月日、性別、住所)の記載が必須になりました。

※居所(実際に住んでいる場所)と住民票の住所が相違していて健保組合からの郵送物を居所に希望する場合は、業務課宛ご連絡ください。

問い合わせ先

TEL(代表) 03(3432)2401

業務課宛